

## 政令第十七号

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第七号）の施行に伴い、並びに同法附則第十七条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

### 目次

第一章 関係政令の整備等（第一条―第七条）

第二章 経過措置（第八条）

附則

第一章 関係政令の整備等

（子ども・子育て支援法施行令の一部改正）

第一条 子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「子ども・子育て支援法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第一条の二とし、

同条の前に次の一条を加える。

(法第七条第十項第四号ハの政令で定める施設)

第一条 子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第七条第十項第四号ハの政令で定める施設は、法第五十九条の二第一項の規定による助成を受けている施設のうち、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第五十九条の二第一項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限る。)であつて同法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とするものとする。

第二条の見出し中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第一項の表第二項の項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同表第三項の項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同表第四項前段の項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同表第五項の項及び第六項及び第七項の項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同表第二項の表第二項の項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同表第三項の項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同表第四項前段の項中「支給認

定」を「教育・保育給付認定」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第三条第一号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第四条第一項を次のように改める。

教育・保育給付認定子ども（法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。以下この項において同じ。）のうち、次に掲げるもの（次条第一項、第十二条第一項及び第二十三条第一号において「満三歳以上教育・保育給付認定子ども」という。）に係る教育・保育給付認定保護者についての法第二十七条第三項第二号の政令で定める額は、零とする。

- 一 教育認定子ども（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいう。附則第十三条の規定により読み替えて適用する第二十三条第一号において同じ。）
- 二 満三歳以上保育認定子ども（法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育

・保育給付認定子どもをいい、満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある教育・保育給付認定子ども（法第二十八条第一項第三号に規定する特別利用教育を受ける者を除く。次項及び第十一条第二項において「特定満三歳以上保育認定子ども」という。）を除く。第十一条第一項において同じ。）

第四条第二項中「法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（以下「満三歳以上保育認定子ども」という。）のうち、満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるもの以外のものに係る支給認定保護者」を「満三歳未満保育認定子ども（法第二十三条第四項に規定する満三歳未満保育認定子どもをいい、特定満三歳以上保育認定子どもを含む。以下同じ。）に係る教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定保護者の」を「教育・保育給付認定保護者の」に改め、「又は特定教育・保育」の下に「（同条第一項に規定する特定教育・保育をいう。以下この項において同じ。）」を加え、同項第一号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「十万千円」を「十万四千円」に、「九万九千四百円」を「十万二千四百円」に改め、同項第二号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「地方税法」の下に「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を、

「よる市町村民税」の下に「（同法の規定による特別区民税を含む。第八号及び第十五条の三第二項において同じ。）」を加え、「所得割の額」を「所得割（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法附則第五条の四第六項その他の内閣府令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）」に改め、「この項」の下に「及び第十四条」を加え、「七万七千円」を「八万円」に、「七万五千八百円」を「七万八千八百円」に改め、同項第三号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「五万八千円」を「六万千円」に、「五万七千円」を「六万百円」に改め、同項第四号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「四万千五百円」を「四万四千五百円」に、「四万九百円」を「四万三千九百円」に改め、同項第五号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「二万七千円」を「三万円」に、「二万六千六百円」を「二万九千六百円」に改め、同項第七号を削り、同項第六号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「及び第八号」を削り、「一万六千五百円」を「一万九千五百円」に、「一万六千三百円」を「一万九千三百円」。ただし、特定教育・保育給付認定保護者にあつては、九千円とする。」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合における特定教育・保育給付認定保護者（その者又はその者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月において要保護者等（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者その他内閣府令で定める者をいう。）に該当する場合における教育・保育給付認定保護者をいう。次号及び第十四条において同じ。）（同号及び第八号に掲げる者を除く。） 九千円

第四条第二項第八号を次のように改める。

八 次に掲げる教育・保育給付認定保護者 零

イ 教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が四月から八月までの場合にあつては、前年度）分の市町村民税に係る市町村民税世帯非課税者（法第三十条の四第三号に規定する市町村民税世帯非課税者をいい、第十五条の三第二項第二号に掲げる者を除く。）である場合における当該教育・保育給付認定保護者

ロ 特定教育・保育のあった月において第十五条の三第二項第二号に掲げる者である教育・保育給付

## 認定保護者

第四条第三項及び第四項を削る。

第五条から第七条までを次のように改める。

(法第二十八条第二項第一号の政令で定める額)

第五条 満三歳以上教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第二十八条第二項第一号の政令で定める額は、零とする。

2 前条第二項の規定は、満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第二十八条第二項第一号の政令で定める額について準用する。

(法第二十八条第二項第二号及び第三号の政令で定める額)

第六条 法第二十八条第二項第二号及び第三号の政令で定める額は、零とする。

第七条 削除

第八条の表第二項の項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同表第五項の項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定

子ども」に改める。

第九条から第十四条までを次のように改める。

(法第二十九条第三項第二号及び第三十条第二項第一号の政令で定める額)

第九条 第四条第二項の規定は、法第二十九条第三項第二号及び第三十条第二項第一号の政令で定める額について準用する。この場合において、第四条第二項中「特定教育・保育(同条第一項に規定する特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育(法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育」と、同項第二号、第六号及び第八号中「特定教育・保育の」とあるのは「特定地域型保育の」と読み替えるものとする。

(法第三十条第二項第二号の政令で定める額)

第十条 法第三十条第二項第二号の政令で定める額は、零とする。

(法第三十条第二項第三号の政令で定める額)

第十一条 満三歳以上保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第三十条第二項第三号の政令で定める額は、零とする。

2 第四条第二項の規定は、特定満三歳以上保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第三十条第二項第三号の政令で定める額について準用する。この場合において、第四条第二項中「特定教育・保育（同条第一項に規定する特定教育・保育）」とあるのは「特定利用地域型保育（法第三十条第一項第三号に規定する特定利用地域型保育）」と、同項第二号、第六号及び第八号中「特定教育・保育」とあるのは「特定利用地域型保育の」と読み替えるものとする。

（法第三十条第二項第四号の政令で定める額）

第十二条 満三歳以上教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第三十条第二項第四号の政令で定める額は、零とする。

2 第四条第二項の規定は、満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第三十条第二項第四号の政令で定める額について準用する。この場合において、第四条第二項中「特定教育・保育（同条第一項に規定する特定教育・保育）」とあるのは「特例保育（法第三十条第一項第四号に規定する特例保育）」と、同項第二号、第六号及び第八号中「特定教育・保育の」とあるのは「特例保育の」と読み替えるものとする。

(複数の負担額算定基準子どもがいる教育・保育給付認定保護者に係る特例)

第十三条 負担額算定基準子どもが同一の世帯に二人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る次の各号に掲げる満三歳未満保育認定子どもに関する法第二十七条第三項第二号、第二十八条第二項第一号、第二十九条第三項第二号並びに第三十条第二項第一号、第三号及び第四号に規定する政令で定める額は、第四条第二項(第八号に係る部分を除くものとし、第五条第二項、第九条、第十一条第二項及び前条第二項において準用する場合を含む。第一号及び次条において同じ。)の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 負担額算定基準子どものうち二番目の年長者である満三歳未満保育認定子ども 当該満三歳未満保育認定子どもに関して第四条第二項の規定により算定される額に百分の五十を乗じて得た額

二 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。)である満三歳未満保育認定子ども 零

2 前項及び次条に規定する「負担額算定基準子ども」とは、次に掲げる小学校就学前子どもをいう。

一 次に掲げる施設に在籍する小学校就学前子ども

イ 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園をいう。第十五条の六において同じ。）

ロ 幼稚園（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園をいい、認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものを除く。第十五条の六において同じ。）

ハ 特別支援学校（学校教育法第一条に規定する特別支援学校をいい、同法第七十六条第二項に規定する幼稚部に限る。第十五条の六において同じ。）

ニ 保育所（児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいい、認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものを除く。）

二 地域型保育又は法第三十条第一項第四号に規定する特例保育を受ける小学校就学前子ども

三 第一条に規定する施設を利用する小学校就学前子ども

四 児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援、同条第三項に規定する医療型児童発達

支援又は同条第五項に規定する居宅訪問型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども

五 児童福祉法第四十三条の二に規定する児童心理治療施設に通う小学校就学前子ども

(複数の特定被監護者等がいる教育・保育給付認定保護者に係る特例)

第十四条 特定被監護者等(教育・保育給付認定保護者に監護される者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者であつて、教育・保育給付認定保護者と生計を一にするものをいう。以下この条において同じ。)が二人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る次の各号に掲げる満三歳未満保育認定子どもに関する法第二十七条第三項第二号、第二十八条第二項第一号、第二十九条第三項第二号並びに第三十条第二項第一号、第三号及び第四号に規定する政令で定める額は、当該教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が五万七千七百円未満(特定教育・保育給付認定保護者にあつては、七万七千一百円未満)であるときは、第四条第二項及び前条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 次のイ又はロに掲げる満三歳未満保育認定子ども 当該満三歳未満保育認定子どもに関して第四条第二項の規定により算定される額に百分の五十を乗じて得た額(特定教育・保育給付認定保護者に係

る満三歳未満保育認定子どもにあつては、零)

イ 特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が一人のみである場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である満三歳未満保育認定子ども

ロ 全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準子どものうち二番目の年長者である満三歳未満保育認定子ども

二 次のイからハまでに掲げる満三歳未満保育認定子ども 零

イ 特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が二人以上いる場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である満三歳未満保育認定子ども

ロ 特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における負担額算定基準子どものうち二番目の年長者である満三歳未満保育認定子ども

ハ 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。)である満三歳未満保育認定子ども

第十四条の二を削る。

第十五条の表第二項の項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「第五項」の下に「及び第七項」を加え、同表第五項の項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同表第七項の項を次のように改める。

第七項		第三項第一号	次条第二項第二号又は第三号
特定地域型保育の		特定地域型保育（特別利用地域型保育等を含む。）の	

第十五条の次に次の五条を加える。

（子育てのための施設等利用給付に関する技術的読替え）

第十五条の二 法第三十条の三の規定により法第十二条から第十八条までの規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条第二項	第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設又は第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者	第三十条の十一第三項に規定する特定子ども・子育て支援提供者
---------	---	-------------------------------

	第二十七条第五項（第二十八条第四項において準用する場合を含む。） 又は第二十九条第五項（第三十条第四項において準用する場合を含む。） ）			同項
	保育事業者	特定子ども・子育て支援提供者		
第十四条第一項	教育・保育を	教育・保育その他の子ども・子育て支援を		
第十五条第一項	教育・保育の	教育・保育その他の子ども・子育て支援の		
第十五条第二項	教育・保育を	教育・保育その他の子ども・子育て支援を		
	教育・保育に	教育・保育その他の子ども・子育て支援に		
	教育・保育の	教育・保育その他の子ども・子育て支援の		

（法第三十条の四第三号の政令で定める場合及び市町村民税を課されない者に準ずる者）

第十五条の三 法第三十条の四第三号の政令で定める場合は、特定子ども・子育て支援（法第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）のあった月が四月から八月までの場合とする。

2 法第三十条の四第三号の政令で定める地方税法の規定による市町村民税（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下この項において同じ。）を課されない者に準ずる者は、次に掲げる者とする。

一 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者であつて、次に掲げるもの

イ 市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例で定めるところにより市町村民税を免除された者

ロ 地方税法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第二百九十五条第一項（第二号に係る部分に限る。以下このロにおいて同じ。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者及び同法第

二百九十二条第一項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第二百九十五条第一項の規定により市町村民税が課されないこととなる者

二 生活保護法第六条第一項に規定する被保護者又は児童福祉法第六条の四に規定する里親である保護者

（施設等利用給付認定の変更の認定に関する技術的読替え）

第十五条の四 法第三十条の八第三項の規定により法第三十条の五第二項から第六項までの規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項	前項の認定（以下「施設等利用給付認定」という。）	第三十条の八第二項の施設等利用給付認定の変更の認定（次項及び第四項において「変更認定」という
-----	--------------------------	--

法第三十条の八第五項の規定により法第三十条の五第二項及び第三項の規定を準用する場合において

び第六項	第五項及 第一項	保護者	保護者に	当該保護者が子育てのための施設 等利用給付を受ける資格を有する	第一項	者」という。）	施設等利用給付認定を	施設等利用給付認定に係る保護者 （以下「施設等利用給付認定保護 者」という。）	第三項	施設等利用給付認定を	小学校就学前子どもの保護者	
保護者	第一項	保護者に	保護者に	当該保護者が子育てのための施設 等利用給付を受ける資格を有する	第一項	者」という。）	施設等利用給付認定を	施設等利用給付認定に係る保護者 （以下「施設等利用給付認定保護 者」という。）	第三項	施設等利用給付認定を	小学校就学前子どもの保護者	
施設等利用給付認定保護者	第三十条の八第一項	施設等利用給付認定保護者に	施設等利用給付認定保護者に	変更認定を行う必要がある	第三十条の八第一項		変更認定に係る施設等利用給付認定保護者	変更認定に係る施設等利用給付認定保護者	変更認定を	施設等利用給付認定保護者	)	

は、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項	前項の認定（以下「施設等利用給付認定」という。） 小学校就学前子どもの保護者	第三十条の八第四項の施設等利用給付認定の変更の認定（次項において「変更認定」という。） 施設等利用給付認定保護者
第三項	施設等利用給付認定を 施設等利用給付認定に係る保護者 （以下「施設等利用給付認定保護者」という。）	変更認定を 変更認定に係る施設等利用給付認定保護者

（法第三十条の九第一項第三号の政令で定めるとき）

第十五条の五 法第三十条の九第一項第三号の政令で定めるときは、次に掲げるときとする。

- 一 当該施設等利用給付認定保護者（法第三十条の五第三項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。）が、正当な理由なしに、法第三十条の三におい

て準用する法第十三条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

二 当該施設等利用給付認定保護者が法第三十条の五第一項又は第三十条の八第一項の規定による申請（法第三十条の五第七項の規定により同条第二項に規定する施設等利用給付認定を受けたものとみなされた施設等利用給付認定保護者にあつては、法第二十条第一項又は第二十三条第一項の規定による申請を含む。）に関し虚偽の申請をしたとき。

三 当該施設等利用給付認定保護者がその施設等利用給付認定子ども（法第三十条の八第一項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。次号、次条及び第二十四条の四において同じ。）について法第三十条第一項に規定する保育認定子どもに係る教育・保育給付認定を受け、当該教育・保育給付認定に係る施設型給付費、特例施設型給付費（法第二十八条第一項第三号に係るものを除く。）、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の支給を受けたとき。

四 当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用給付認定子どもが第一条に規定する施設を利用し

たとき。

(施設等利用費の額)

第十五条の六 法第三十条の四第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子ども  
(特定子ども・子育て支援施設等(法第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。以下この項、次項(第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))及び第三項において同じ。))である認定子ども園、幼稚園又は特別支援学校に在籍する者に限る。)について  
法第三十条の十一第一項の規定により支給する施設等利用費の額は、二万五千七百円(国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。))が設置する認定子ども園、幼稚園又は特別支援学校にあつては、国立大学法人法第二十二条第三項の文部科学省令で定める保育料その他の費用の額を勘案して内閣府令で定める額。以下この項及び次項第一号において同じ。  
) (現に当該特定子ども・子育て支援施設等に係る特定子ども・子育て支援に要した費用の額が二万五千七百円を下回る場合には、当該現に特定子ども・子育て支援に要した費用の額)とする。

2 法第三十条の四第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子ども(認定こと

も園、幼稚園又は特別支援学校に在籍する者に限る。）について法第三十条の十一第一項の規定により支給する施設等利用費の額は、次の各号に掲げる特定子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める額（現に当該各号に掲げる特定子ども・子育て支援施設等に係る特定子ども・子育て支援に要した費用の額が当該各号に定める額を下回る場合には、それぞれ当該現に特定子ども・子育て支援に要した費用の額。第三号において同じ。）の合算額とする。

一 認定こども園、幼稚園又は特別支援学校 二万五千七百円

二 法第七条第十項第五号に掲げる事業 一万千三百円（一月につき当該事業から特定子ども・子育て支援を受けた日数が内閣府令で定める一月当たりの日数を下回る場合にあっては、内閣府令で定めるところにより当該特定子ども・子育て支援を受けた日数に応じて算定した額）

三 法第七条第十項第四号に掲げる施設又は同項第六号から第八号までに掲げる事業（当該施設等利用給付認定子どもが在籍する認定こども園、幼稚園又は特別支援学校及び当該施設において行われる同項第五号に掲げる事業において提供される教育・保育の量が法第二十条第三項に規定する保育必要量を勘案して内閣府令で定める量を下回る場合に限る。） 一万千三百円から前号に定める額を控除し

て得た額

3 法第三十条の四第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子ども（認定子ども園、幼稚園又は特別支援学校に在籍する者以外の者であつて、特定子ども・子育て支援施設等である法第七条第十項第四号に掲げる施設又は同項第六号から第八号までに掲げる事業を利用するものに限る。）について法第三十条の十一第一項の規定により支給する施設等利用費の額は、三万七千円（現に当該特定子ども・子育て支援施設等に係る特定子ども・子育て支援に要した費用の額が三万七千円を下回る場合には、当該現に特定子ども・子育て支援に要した費用の額）とする。

4 前二項の規定は、法第三十条の四第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもについての法第三十条の十一第一項の規定により支給する施設等利用費の額の算定について準用する。この場合において、第二項第二号及び第三号中「一万千三百円」とあるのは「一万六千三百円」と、前項中「三万七千円」とあるのは「四万二千円」と読み替えるものとする。

第十七条第一号中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削り、同条第十九号を次のように改める。

十九 認定子ども園法

第十七条中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）

第十八条第二項第一号中「第二十一条第二項第二号」の下に「、第二十二条の三第二項第二号」を加え、同項第三号中「第二十一条第二項第四号」の下に「及び第二十二条の三第二項第四号」を加える。

第二十条第一項中「及び第十二号」を「、第十二号及び第二十二号」に改める。

第二十二条の次に次の二条を加える。

（法第五十八条の十第一項第八号の政令で定める法律等）

第二十二条の二 法第五十八条の十第一項第八号の政令で定める法律は、第十七条各号に掲げる法律とする。

2 法第五十八条の十第一項第十号の政令で定める使用人は、特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所を管理する者とする。

（法第五十八条の十第二項の政令で定める者等）

第二十二条の三 法第五十八条の十第二項の同条第一項の規定により法第三十条の十一第一項の確認を取

り消された子ども・子育て支援施設等（法第七条第十項に規定する子ども・子育て支援施設等をいう。以下この条において同じ。）である施設の設置者又は事業を行う者（以下この条において「確認取消提供者」という。）から除く政令で定める者は、当該確認の取消しの処分となった事実及び当該事実に関して当該確認取消提供者が有していた責任の程度を考慮して、法第五十八条の十第二項の規定を適用しないこととすることが相当であると認められる者として内閣府令で定める者に該当する者とする。

2 法第五十八条の十第二項の確認取消提供者（前項に規定する者を除く。第一号及び第二号において同じ。）に準ずる者として政令で定める者は、次の各号に掲げる者のいずれかに該当する子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者とし、同条第二項の政令で定める日は、当該者の当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 確認取消提供者において、当該確認の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める者であつた者 当該確認の取消しの日

イ 当該確認取消提供者が法人である場合 その役員等（役員又は使用人であつて、特定子ども・子

育て支援を提供する施設又は事業所を管理する者をいう。第五号イ及び第七号において同じ。）

ロ 当該確認取消提供者が法人以外の者である場合 その特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所を管理する者

二 法人であつて、その者と密接な関係を有する者が確認取消提供者であるもの 当該確認の取消の日

三 法第五十八条の十第一項の規定による法第三十条の十一第一項の確認の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、法第五十八条の六第一項の規定による法第三十条の十一第一項の確認の辞退（以下この号から第五号までにおいて「確認辞退」という。）をした者（当該確認辞退について相当の理由がある者を除く。次号及び第五号において同じ。） 当該確認辞退の日

四 法第五十八条の八第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第五十八条の十第一項の規定による法第三十条の十一第一項の確認の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより市町村長がその

者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に、確認辞退をした者 当該確認辞退の日

五 第三号に規定する期間内に確認辞退をした者において、同号の通知の日前六十日以内に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める者であった者 当該確認辞退の日

イ 当該確認辞退をした者が法人である場合 その役員等

ロ 当該確認辞退をした者が法人以外の者である場合 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所を管理する者

六 教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者 当該行為をした日

七 法人であつて、その役員等のうちに前各号（第二号を除く。）に掲げる者のいずれかに該当する者のあるもの 当該各号に定める日

八 法人以外の者であつて、その特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所を管理する者が前各号（第二号及び前号を除く。）に掲げる者のいずれかに該当するもの 当該各号に定める日

第二十三条中「第六十六条の二第一項」を「第六十六条の三第一項」に、「以下」を「第二十四条の三において」に改め、「の各号」を削り、同条各号を次のように改める。

一 満三歳以上教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者ごとに法第二十七条第三項第一号に掲げる額、法第二十八条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額、同項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額、法第三十条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額、同項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額及び同項第四号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額を合算した額

二 満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者ごとに次に掲げる額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

イ 法第二十七条第三項第一号に掲げる額から第四条第二項、第十三条第一項又は第十四条に定める額を控除して得た額

ロ 法第二十七条第三項第一号に掲げる額から第五条第二項において準用する第四条第二項、第十三

条第一項又は第十四条に定める額を控除して得た額

ハ 法第二十九条第三項第一号に掲げる額から第九条において準用する第四条第二項、第十三条第一項又は第十四条に定める額を控除して得た額

ニ 法第三十条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第十条第二項において準用する第四条第二項、第十三条第一項又は第十四条に定める額を控除して得た額

ホ 法第三十条第二項第四号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第十条第二項において準用する第四条第二項、第十三条第一項又は第十四条に定める額を控除して得た額

第二十四条第一項中「第五十九条第三号」を「第五十九条第三号イ」に、「を支給認定保護者」を「を満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に、「当該支給認定保護者」を「当該教育・保育給付認定保護者」に、「同項第二号の市町村が定める額、同項第三号の市町村が定める額、法」を「法」に、「同項第二号の市町村が定める額、同項第三号の市町村が定める額又は」を「同項第三号の市

町村が定める額又は」に、「支給認定保護者が受けた施設型給付費（法第二十七条第一項の施設型給付費をいう。次項において同じ。）、「特例施設型給付費（法第二十八条第一項の特例施設型給付費をいう。次項において同じ。）、「地域型保育給付費（法第二十九条第一項の地域型保育給付費をいう。次項において同じ。）又は特例地域型保育給付費（法第三十条第一項の特例地域型保育給付費をいう。次項において同じ。）に關しての」を「場合における当該教育・保育給付認定保護者に関する」に、「同条各号」を「同条第二号」に改め、同条第二項中「支給認定子どもに係る支給認定保護者が受けた施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費に關しての」を「満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に関する」に、「同条各号」を「同条第二号」に改める。

第二十四条の二（見出しを含む。）及び第二十四条の三第一項中「第六十六条の二第一項」を「第六十六条の三第一項」に改める。

第二十四条の三の次に次の二条を加える。

（国及び都道府県が負担すべき費用の算定の基礎となる額）

第二十四条の四 法第六十七条第二項に規定する国及び都道府県が負担すべき費用の算定の基礎となる額

(次条において「施設等利用費負担算定基礎額」という。)は、各市町村につき、その支弁する施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者ごとの第十五条の六に定める額の合計額を合算した額(その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)とする。

2 月の途中において特定子ども・子育て支援を受け始めたことその他内閣府令で定める事由のあった施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項中「定める額」とあるのは、「定める額(月の途中において特定子ども・子育て支援を受け始めたことその他内閣府令で定める事由のあった月については、内閣府令で定める日数を基礎として日割りによって計算して得た額)」とする。

(施設等利用費の支給に要する費用に係る都道府県及び国の負担)

第二十四条の五 都道府県は、法第六十七条第二項の規定により、毎年度、施設等利用費負担算定基礎額の四分の一を負担する。

2 国は、法第六十八条第二項の規定により、毎年度、施設等利用費負担算定基礎額の二分の一を負担する。

第二十五条第一項中「第六十七条第二項」を「第六十七条第三項」に改め、同条第二項中「第六十八条第二項」を「第六十八条第三項」に改める。

附則第六条第一項の表法第十四条第一項の項中「第十四条第一項」を「第十三条第一項」に改め、「に  
 関して」を削り、「以下この項」を「次条」に改め、同表法第五十九条第二号の項中「支給認定保護者」  
 を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同表法第六十一条第二項第三号の項中「子ども・子育て支援給  
 付」を「子どものための教育・保育給付」に改め、同表法第六十六条の二第一項の項を次のように改める。

<p>法第六十六条の三第          一項</p>	<p>第六十五条          及び第七十条第二項</p>	<p>子ども・子育て支援法施行令（平成二十六          年政令第二百十三号）附則第六条第一項の          規定により読み替えられた第六十五条          、第七十条第二項及び附則第六条第四項</p>
----------------------------------	-------------------------------------	--

附則第六条第一項の表法第七十八条第一項の項の次に次のように加える。

<p>法第八十七条第一項</p>	<p>第十三条第一項（第三十条の三          において準用する場合を含む。</p>	<p>子ども・子育て支援法施行令附則第六条第          一項の規定により読み替えられた第十三条</p>
------------------	---	---

	以下この項において同じ。）	第一項
	又は第十三条第一項	又は同項

附則第六条第一項の表法第八十七条第二項の項を次のように改める。

法第八十七条第二項	第十四条第一項（第三十条の三において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）	第十四条第一項
	又は第十四条第一項	又は同項

附則第六条第一項の表法第八十七条第二項の項の次に次のように加える。

法附則第六条第四項	保育認定子ども	満三歳未満保育認定子ども
-----------	---------	--------------

附則第七条中「第六十六条の二第一項」を「第六十六条の三第一項」に、「同条中「の合算額」を「同条第一号中「を合算した額」に、「及び」を「並びに」に、「との合算額」を「を合算した額」と、同条第二号中「を合算した額」とあるのは「及び法附則第六条第一項に規定する委託費の支払に要する費用の額から同条第四項に規定する額を控除して得た額を合算した額」に改める。



のは「第一号に掲げる額」と、同条第一号中「満三歳以上教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」と、「第二十七条第三項第一号に掲げる額、法第二十八条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額、同項第三号」とあるのは「附則第九条第一項第一号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額、同項第二号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額、同号ロ(1)」と、「法第三十条第二項第二号」とあるのは「同項第三号イ(1)」と、「同項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額及び同項第四号」とあるのは「及び同号ロ(1)」とする。

附則中第十四条から第十八条までを削り、第十九条を第十四条とし、第二十条を第十五条とし、附則に次の一条を加える。

(市町村に係る子ども・子育て支援臨時交付金の額の算定及び交付に関する都道府県知事の事務)

第十六条 法附則第十八条の規定により、都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村に対し交付すべき子ども・子育て支援臨時交付金の額の算定及び交付に関し、次に掲げる事務を取り扱わなければならない。

一 法附則第十五条第三項の規定により交付すべき子ども・子育て支援臨時交付金の額を算定してこれを総務大臣に報告すること。

二 法附則第十六条の規定により総務大臣が決定した子ども・子育て支援臨時交付金の額を当該市町村に通知すること。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正)

第二条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第四十六号中「第六十八条第二項」を「第六十六条の二の規定による給付金及び同法第六十八条第三項」に改める。

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正)

第三条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令(平成八年政令第十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二十四號を次のように改める。

二十四 子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第四条第二項（同令第五条第二項、第九条、第十一条第二項及び第十二条第二項において準用する場合を含む。）、第十四条及び第十五条の三第二項の規定の適用については、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を受けている者を被保護者とみなす。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第四条 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の二第一項第一号口中「の交付」の下に「並びに子育てのための施設等利用給付交付金（同法第六十八条第二項の規定による交付金をいい、同法第六十六条の二の規定により国庫が支弁する費用を含む。）の交付」を加え、同号ハ中「第六十八条第二項」を「第六十八条第三項」に改める。

附則第十四条の四中「に」とあるのは、「を「並びに」とあるのは「交付、」と、「交付に」とあるのは」に改める。

（国家戦略特別区域法施行令の一部改正）

第五条 国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表第二項の項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「除く」の下に「。以下この項において同じ」を加え、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 法第十二条の四第一項の場合における特定満三歳以上保育認定地域型保育（同条第四項の規定により読み替えて適用する子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する特定満三歳以上保育認定地域型保育をいう。）に係る子ども・子育て支援法施行令第九条の規定の適用については、同条中「第四条第二項の」とあるのは「第四条の」と、「第四条第二項中」とあるのは「第四条第一項中」とあるのは「第二号に」と、同条第二項中「満三歳未満保育認定子ども（法第二十三条第四項に規定する満三歳未満保育認定子どもをいい、特定満三歳以上保育認定子どもを含む。以下同じ。）」とあるのは「特定満三歳以上保育認定子ども」と、「と」、「特定地域型保育（法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育）」とあるのは「特定満三歳以上保育認定地域型保育（国家戦略特別区域法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する特定満三歳以上保育

認定地域型保育」と、「特定地域型保育の」とあるのは「特定満三歳以上保育認定地域型保育の」とする。

3 前項に規定するもののほか、法第十二条の四第一項の場合における子ども・子育て支援法施行令の規定の適用については、同令第十三条第一項中「第九条」とあるのは「第九条（国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号。以下「特区法施行令」という。）第五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第二十三条第二号ハにおいて同じ。）」と、同令第十四条中「前条第一項」とあるのは「前条第一項（特区法施行令第五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第二十三条第二号において同じ。）」と、同令第二十三条第二号イ中「第十四条」とあるのは「第十四条（特区法施行令第五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」とする。

第二十七条の表中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に、「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十



」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則第四条に次の一項を加える。

- 2 自治財政局は、第八条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、令和二年三月三十一日までの間、子ども・子育て支援臨時交付金に関する事務をつかさどる。

附則第八条中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第十四条中「附則第四条各号」を「附則第四条第一項各号」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 自治財政局交付税課は、第五十八条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、令和二年三月三十一日までの間、附則第四条第二項に規定する事務をつかさどる。

附則第十五条第三項及び第二十二条中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第二十三条第二項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

## 第二章 経過措置

第八条 令和元年九月三十日までの間における子ども・子育て支援法施行令第四条第一項第二号及び第四号

並びに第二項第二号及び第七号、第六条第一項第二号及び第四号、第七条第一項第二号及び第四号、第九号第一項第二号及び第七号、第十一条第一項第二号及び第四号、第十二条第一項第二号及び第七号並びに第十三条第一項第二号及び第四号並びに第二項第二号及び第七号の規定の適用については、同令第四条第一項第二号中「八月」とあるのは「八月（子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第七号）附則第二条に規定する行為及び子どものための教育・保育給付の円滑な実施を確保するために特に必要があると市町村（特別区を含む。以下同じ。）が認める場合にあつては、九月。以下同じ。）」と、同項第四号中「市町村（特別区を含む。以下同じ。）」とあるのは「市町村」とする。

## 附 則

### （施行期日）

1 この政令は、令和元年十月一日から施行する。ただし、第五条中国国家戦略特別区域法施行令第二十七条の表の改正規定、第七条中総務省組織令附則第三条第三項の表の改正規定、同令附則第八条の改正規定、同令附則第十五条第三項及び第二十二條の改正規定並びに同令附則第二十三条第二項の改正規定、第八条並びに附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この政令の施行前に行われた子ども・子育て支援法の一部を改正する法律による改正前の子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下この項において「旧法」という。）第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、旧法第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、旧法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育、旧法第三十条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育、同項第三号に規定する特定利用地域型保育及び同項第四号に規定する特例保育については、第一条の規定による改正後の子ども・子育て支援法施行令第四条から第六条まで及び第九条から第十四条まで並びに附則第十二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(総務省組織令の一部を改正する政令の一部改正)

- 3 総務省組織令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第八十号）の一部を次のように改正する。

附則第一項ただし書中「同年七月一日」を「令和元年七月一日」に改める。